



# 峠

## のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

### 油照り



7月の参院選でヒートアップした日本列島は、8月には猛暑にすっぽりと包まれてしまいました。8月16日この夏一番の暑さが、日本各地を襲いました。岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市で40.9度を記録し、国内観測史上最高記録を74年ぶりに更新しました。日本のこれまでの記録は、1933年7月25日山形市の40.8度です。世界記録は1921年7月8日イラクのバスラで58.8度です。想像を超える世界です。

心頭滅却すれば、火もまた涼しと言われても、その域に達するにはまだまだ修業が足りません。環境の変化や逆境に付いていけず、ついつい志気が低下するのは人の世の常。

自分の弱点を克服したいと考えていた矢先、友人からの誘いで、7月半ばの週末、台風の接近で強い雨と風が打ちつける中、日本モチベーション協会主催の「モチベーション革命へ」と題するセミナーに参加しました。2日間のセミナーでは、モチベーションについての基調講演、成功した企業やトップアスリートによる熱い講演が続き、そこで感じたことがいくつかあります。

- ① モチベーションとは、夢、決意、信念、願望、情熱、確固たる行動、自信・・・である。
- ② 成功するためには、目標設定と具体的手段と地道な努力の積み重ねが必要である。
- ③ 企業の成功には、経営者と従業員が同じ目標に向かってセルフモチベーションを高めしていくことが不可欠である。

成功する秘訣を探ろうと必死で耳を澄ませていましたが、やはり生半可なものではありませんでした。でも何かできないか、あきらめずに積極的、肯定的な思考で行こうと強く心に刻みました。クライアントの皆様にも少しでも貢献できるように事務所全員がモチベーションの向上に努めてまいりますので、どうか一緒にチャレンジさせてください。



(根本東樹)

我が社にも関係あり？

## リースが変わる！？

平成19年3月30日に正式公表された「リース取引に関する会計基準」・「同適用指針」(以下「リース会計」)と平成19年度税制改正(以下「リース税制」)により、「支払ったリース料を費用処理」していたこれまでの経理処理が変わります。

コピー機などを導入する際の一般的なリース形態である「所有権移転外ファイナンスリース取引」について、実態は購入したのと変わらないのであるから賃借処理ではなく購入処理をするように「リース会計」が求めたからです。以前は、例外である賃借処理が一般的に行なわれていましたが、改正後は短期的なリース取引や少額なリース取引にのみ認められることとなります。



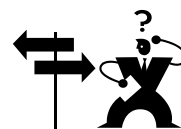
これに呼応する形で「リース税制」も全面的に購入処理に統一したので、基本的には「リース会計」と一致します。賃借処理があった場合でも、支払ったリース料が減価償却費として取扱われますので、税務上の調整は不要となります。

### ★改正前後を比較して、リース処理の変更点を確認！

取引分類		リース会計	リース税制
所有権移転外ファイナンスリース取引 <small>※OA機器などを対象とするケースが多く、現在のわが国の主流の形態。</small>	改正前	原則：購入処理 (B/S計上) 例外：賃借処理 (オフバランス)	賃借処理 (オフバランス)
	改正後	原則：購入処理 (B/S計上) 例外(☆)：賃借処理 及び注記(オフバランス)	購入処理に統一 (B/S計上) 賃借処理にも対応可 (オフバランス)
所有権移転ファイナンスリース取引 <small>※特別仕様の専用機械装置などのケースに見受けられる形態</small>		購入処理 (B/S計上)	購入処理 (B/S計上)
オペレーティングリース取引 <small>※自動車・航空機など解約後転売するケースに見受けられる形態。</small>		賃借処理 (オフバランス)	賃借処理 (オフバランス)

☆)例外の「賃借処理」は、次のいずれかの取引となります。

- ① リース期間が1年以内のリース取引
- ② リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引



### ★適用対象法人と適用時期

	リース会計	リース税制
強制適用法人	会計監査人設置会社とその子会社	全ての法人
適用時期	平成20年4月1日以後開始事業年度から適用	平成20年4月1日以後締結するリースより適用
早期適用	平成19年4月1日以後開始事業年度から可能	早期適用の取扱いなし

### ★所有権移転外ファイナンスリースと買取の主な比較

	所有権移転外ファイナンスリース	買取
所有権	いつまでもリース会社にある。	最初から当社にある。
資金調達	当初支払額が少額。 資金調達ルートと枠が増える。 リース料は毎月定額なので資金繰りに組み込みやすい。	当初支払額が多額。 手許資金や銀行借入枠が減る。 銀行借入によって手許資金を減らすことなく、資金繰りに組み込んでいける。
トータルコスト	リース料には利息等が含まれているのでトータルコストは、「リース料総額＞買取額」となる。 延長する限り、再リース料が発生。	手許資金に余裕があるか低利での資金調達が可能であれば、トータルコストは少なくなるケースが多い。 臨時費用(修理費等)が発生する場合も。
事務手続負担	保険料・固定資産税等はリース会社負担なので、事務負担は軽い。 リース料の支払も口座振替で便利である。改正後は減価償却計算が必要となる。 リース料という目に見える形でコストを計画的に把握できる。	保険料・固定資産税等は当社負担なので、事務負担は重い。 損害保険の加入、償却資産税の申告・納付、減価償却計算、廃棄処分などが必要となる。 コストを把握するのに煩雑な計算が必要となる。
経理処理	オフバランスの機会が減少。	これまで通りB/S計上。

### ★リースか買取か？選択の際のポイント

リース会計の導入によりリース物件の資産・負債計上が義務付けられたので、総資産の増加に伴う財務指標（ROA：総資産利益率 等）の悪化が懸念されており、大企業を中心に一定程度のリース需要は冷え込んでいくのではないかとされています。

たしかに①オフバランスの機会が大幅に減少することと②減価償却計算などの事務負担が増大することによって、「リースを選択するメリット」はこれまでより減りました。しかし、①リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引はオフバランスのままとなり②資金調達ルートの多様化を図りながら資金調達枠を確保するなどの「リースを選択するメリット」はまだ残っています。



平成20年4月のリース会計導入後は、自社のリース取引の現状と資金繰りを的確に把握し、設備投資計画としてリースあるいは買取りのいずれが望ましいかを判断していくことになります。  
(たかはし)

SOX法??

## 我が社は大丈夫なのか?

中小企業に求められるようになった内部統制とは何か調べてみました。この発端は、米国で巨大企業エンロンに代表される相次ぐ粉飾決算事件により米国証券市場の信頼性が大きく失墜したことに伴い、不正の防止と投資家保護を目的としたSOX法が制定されたことです。日本でもカネボウやライブドア等による同様の不祥事が相次いで起きたため、「日本版SOX法」とも言える「金融商品取引法」や「会社法」など一連の法整備が進められました。とりわけ「内部統制に関する規定」が重要なポイントになっています。



「**内部統制**」とは、法律違反や不正行為あるいはミスを防ぎ、健全で効率的な経営を行うために、社内ルールを各企業がそれぞれに自主的に決めて、しっかり運用することです。

「内部統制の目的」は、社内における「不正やミスを防ぐ」仕組み（体制）作りであり、

- ①「業務の有効性・効率性の向上」、②「財務諸表の信頼性の確保」、③「法令・ルール・社会規範の遵守」です。



具体的には、組織形態や社内規定の整備、業務のマニュアル化や社員教育システムの運用、また規律を守りつつ目標を達成させるための環境整備、そして株主など外部への正確かつ有益な財務報告を行うことです。

上場企業に限らず、中小企業でもすでに「内部統制の整備」に取り組んでいる企業があります。

例えば、大手コンビニに食品を販売している事業者は、食品の消費期限切れ防止のために、材料の段階から情報を収集し管理するシステムの導入を進めています。その他にも定期的取引先の与信調査を行う、情報の流出防止のためにセキュリティの整備をするなど各企業により、それぞれ整備すべき社内ルールが考えられます。



上場会社の場合には、その企業グループ全体にも「財務報告の適正性」を求めていることから、その子会社や下請会社を含む中小企業も内部統制の状況報告を要求されるケースも出てきました。中小企業においても、もはや他人事ではありません。

内部統制を整備することは、対外的な信用力がアップし事業のリスクを減少させ安定した事業継続にもつながります。北海道の食肉偽装事件、「白い恋人」事件、航空機の整備不良による大事故など社会問題を引き起こしている原因に内部統制の欠如が指摘されています。内部統制の整備については、積極的に取り組むべき課題の一つと考えております。

(おぬき)

# 平成19年度 税制改正

## 相続税・贈与税編

平成19年度の相続・贈与関係の税制改正において、「取引相場のない株式等の相続時精算課税制度の特例」が創設されました。

### ● 相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、65歳以上の親が20歳以上の子供に対して贈与を行うと、贈与財産の2,500万円までは贈与税がかからず、親からの贈与財産の累積額が2,500万円を超えた場合に、超えた部分について一律20%の税率で贈与税がかかるという制度です。その後、贈与をした親が亡くなって相続が発生した場合には、贈与財産が死亡時の遺産に加算されて相続税の課税を受けますが、以前に納めた贈与税は相続税から控除されます。相続時精算課税制度を選択する場合には、「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出する必要があります。



**通常の贈与税の非課税枠は年間110万円なので、2,500万円の非課税枠がある相続時精算課税制度は、贈与時の税負担が少なく済むというメリットがあります。**

### ● 改正で何が変わったの？

近年、高度経済成長期に創業した経営者世代が大量に引退する時期に差しかかっており、中小企業の早期かつ計画的な事業承継の促進を図ることが必要とされてきました。

そこで平成19年度の税制改正において、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に、事業を承継する子供が親から取引相場のない株式の贈与を受ける場合には、**親の年齢が65歳以上でなくても60歳以上であれば相続時精算課税制度を選択できることとし、2,500万円の贈与税の非課税枠が500万円拡大されて3,000万円となりました。**

### ● 税金は安くなるの？

この制度を利用すれば、贈与税の非課税枠が3,000万円もあるので贈与時の税負担は軽くなりますが、親の相続時には贈与財産が相続財産に加算され、結局のところ贈与財産に相続税が課税されてしまうので、税負担は軽くなるわけではありません。**節税というよりも、事業承継を早期に実行する選択肢が一つ増えたと考えるべきでしょう。**

先日公表された自民党の事業承継問題検討小委員会の「中間とりまとめ」によると、取引相場のない株式について80%の減額措置の導入が提言されています。具体的な検討は、秋以降に党の税制調査会における税制改正の議論で行われることとなりますが、実現されると相続税が大幅な減税となるので、今後の中小企業の円滑な事業承継の福音として期待したいところです。

(まるやま)